

〔解説〕

1) 不適切である

保険料納付要件は、死亡日の前日における保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間により判定されます。なお、原則的な保険料納付要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上あることです。ただし、死亡日が2026（令和8）年3月末日までにあり、死亡した者が65歳未満である場合は、死亡日の前々月までの1年間に保険料未納期間がない（つまり、死亡日の前々月までの1年間に保険料納付済期間または保険料免除期間である）ときは、要件を満たします。

2) 適切である。

これは、子のない若年期の妻は、子のいる若年期の妻に比べて、就労における制約が少ないとされ、自ら働くことで生活費を確保できると考えられることによるものです。

3) 不適切である。

夫が遺族厚生年金の受給権を取得するためには、妻の死亡時に夫が55歳以上でなければなりません。従って、妻の死亡時に50歳の夫は、遺族厚生年金の受給権を取得できません。

4) 不適切である。

厚生年金保険の被保険者が死亡したことにより支給される遺族厚生年金の場合は、中高齢寡婦加算が加算されるための要件として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間は問われません。なお、受給資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間）が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者や受給資格を満たした者の死亡により支給される遺族厚生年金の場合は、中高齢寡婦加算が加算されるためには、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間が20年（中高齢の特例の場合は15年～19年）以上なければなりません。

保険料納付要件を判定する際に保険料免除期間も含めて判定することや、遺族厚生年金の遺族の範囲における年齢要件などは、やや細かい点といえますが、試験対策としては正しく理解しておくことが求められます。

[戻る](#)